

閱覽用

令和3年6月18日

第6回二本松市農業委員会総会議事録

二本松市農業委員会

第6回 二本松市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年6月18日(金) 午後1時57分から午後2時51分

2 開催場所 二本松市役所 正庁

3 出席した委員

農業委員(18名)

1番 野地 太郎	2番 野地 さよ子	3番 武藤 善朗
4番 佐藤 勝則	5番 松本 太	6番 齋藤 弘美
7番 根本 信康	8番 安齋 喜八	9番 武藤 一夫
10番 馬場 利正	11番 武藤 栄利	13番 安齋 栄
14番 菅野 一紀	15番 佐藤 孝志	16番 三浦 喜周
17番 佐藤 信喜智	18番 菅野 保治	19番 奥平 貢市

農地利用最適化推進委員(19名)

20番 佐藤 一男	21番 佐久間 敏	22番 武藤 健之
23番 平 義一	24番 堀川 英二	25番 菅野 正寿
26番 安齋 浩一	27番 遊佐 幸吉	28番 石川 重彦
29番 遠藤 伝栄	30番 佐藤 孝	31番 大内 信一
32番 佐藤 美由紀	33番 泉 佳男	34番 松本 正典
35番 遊佐 一夫	36番 渡邊 久	37番 大石 忠雄
38番 伊藤 金志		

4 欠席委員

なし

## 5 遅参委員

なし

## 6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第34号 現況確認証明申請について

第4 議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請について

第5 議案第36号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第6 議案第37号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第7 議案第38号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

## 7 農業委員会事務局職員

事務局長 高根功幸 農地係長 野地 通 農地係 長谷川拓也

## 8 会議の概要

議長（奥平貢市）会長 これより、令和3年第6回二本松市農業委員会を開会します。

（宣告 午後1時57分）

議長（奥平貢市）会長 委員の出席状況を報告いたします。

出席委員は、農業委員18名中18名、推進委員19名中19名で定足数に

達しておりますので、本総会は成立しております。

議長（奥平貢市）会長　それでは、日程第1、二本松市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長（奥平貢市）会長　それでは、17番佐藤信喜智委員、18番菅野保治委員の両名を指名いたします。

議長（奥平貢市）会長　日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長（奥平貢市）会長　異議なしと認め、会期は本日1日間と決しました。

なお、この際、お願い申し上げます。

議案の個人情報の扱いについてであります。個人情報保護の観点から、取り扱いには十分注意いただきますようお願いいたします。

議長（奥平貢市）会長　それでは、日程第3、議案第34号「現況確認証明申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局　議案書3ページをご覧ください。

議案第34号現況確認証明申請について。

福島県現況確認証明書交付事務取扱要領により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和3年6月18日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、農地の所在・[REDACTED]ほか3筆、登記地目・畑、現況地目・山林、面積計3,443平方メートル、非農地の事由・平成14年に競売により取得した当時は管理していましたが、その後管理せず放置していたため荒廃化したものであります。

番号2、農地の所在・[REDACTED]、登記地目・畑、現況地目・原野、面積869平方メートル、非農地の事由・平成8年頃から耕作しておらず放置していたため荒廃化したものであります。

番号3、農地の所在・[REDACTED]、登記地目・畑、現況地目・原野、面積157平方メートル、非農地の事由・平成5年頃に養蚕をやめた後は、耕作せず放置していたため荒廃化したものであります。

なお、所有者氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

34番（松本正典）委員 34番、松本でございます。議案第34号現況確認証明申請についての1番についての調査結果を報告いたします。

6月2日午後2時30分より、佐藤勝則委員、平推進委員、事務局の高根局

長さん、野地係長さんと私と5名で現地を確認してまいりました。内容につきましては事務局説明とおりでございます。よろしくお願いいたします。以上です。

31番(大内信一)委員 議案34号2番について調査内容をご報告します。

6月9日9時30分から、農業委員・佐藤孝志さん、推進委員・遊佐一夫さん、同じく私と事務局より局長の高根さん、係長の野地さんの5人で現地調査を行いました。■■■■さんには6月13日8時30分に自宅にて、議案書内容のとおり間違いないと確認しました。この農地は桑畑でしたが20年以上も農地を利用しておらず原野化しており農地への復元は難しい状況であり、道路を挟んで耕作している農地もありますが二本松市農業委員会非農地判定基準に合致すると思われるので、非農地判定やむなしと判断いたしました。以上です。

よろしくお願いいたします。

9番(武藤一夫)委員 議案第34号番号3番について調査内容を報告いたします。

去る6月2日10時45分より事務局2名、農業委員の武藤栄利委員、最適化推進委員の菅野正寿委員と私とで現地を確認しました。内容については事務局の説明のとおりでございます。道路に面した便利な所ではございますが、竹が密集して人も入れないような状況でもありますので、やむなしということでございます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議長(奥平貢市)会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございますか。

(意見なし)

議長（奥平貢市）会長　それでは採決いたします。

議案第34号番号1から番号3について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長　全員賛成ですので、議案第34号番号1から番号3については原案のとおり判定することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長　次に、日程第4、議案第35号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局　議案書4ページをご覧ください。

議案第35号農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和3年6月18日提出　二本松市農業委員会会長　奥平貢市。

番号1につきましては、借受人の新規就農のため、貸付人は相手側の要望を受けて、申請地に賃借権を設定するものであります。

番号2から番号5につきましては、譲受人の経営規模拡大のため、譲渡人は

相手側の要望を受けて、申請地を贈与により所有権移転するものであります。

議案書 6 ページをご覧ください。

番号 6 につきましては、譲受人の経営規模拡大のため、譲渡人は相手側の要望を受けて、申請地を売買により所有権移転するものであります。

番号 7 につきましては、譲受人は自己所有の雑種地と譲渡人が所有する農地の交換のため、譲渡人は自己所有の農地と譲受人が所有する雑種地の交換のため、申請地を交換により所有権移転するものであります。

なお、申請人氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

14 番（菅野一紀）委員 14 番、菅野です。議案第 35 号番号 1 について調査内容を報告します。

6 月 13 日午後 2 時より推進委員、大石忠雄さんとともに貸付人・XXXXXXXXXXさん、借受人・XXXXXXXXXXさんの息子さんのXXXXXXXXXXさんから聞き取りおよび現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果、特に問題が無いと認め許可相当と考えます。皆様のご審議よろしく申し上げます。

5 番（松本 太）委員 議案 35 号番号 2 について現地調査の内容を報告いたします。

6 月 16 日午前 9 時より現地にて、行政書士のXXXXXXXXXXさんから私と遊佐幸



吉推進委員で聞き取り調査を行いました。■■■■さん、■■■■さんからは電話で確認し内容に間違い無いとの事でした。内容は事務局説明のとおりです。調査結果、特に問題が無いため許可適当と判断しました。

議案35号番号3について現地調査の内容を報告いたします。6月16日午前9時より現地にて、行政書士の■■■■さんから私と遊佐幸吉推進委員で聞き取り調査を行いました。■■■■さん、■■■■さんからは電話で確認し内容に間違いが無いとの事でした。内容は事務局説明のとおりです。調査結果、特に問題が無いため許可適当と判断しました。

議案35号番号4について現地調査の内容を報告いたします。こちらも6月16日午前9時より現地にて行政書士の■■■■さんから私と遊佐幸吉推進委員で聞き取り調査を行いました。■■■■さん、■■■■さんからは電話で確認し内容に間違いが無いとの事でした。内容は事務局説明のとおりです。調査結果、特に問題が無いため許可適当と判断しました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

38番（伊藤金志）委員 38番、伊藤です。議案第35号番号5について調査内容の報告をいたします。

申請内容につきましては事務局説明のとおりです。6月13日午後1時から現地におきまして、譲渡人の■■■■さんと譲受人の■■■■さん、馬場委員と私の4人で聞き取り確認をいたしました。何ら問題なく許可適当と判断いたしました。皆様方のご審議の程よろしくお願いたします。

25番(菅野正寿)委員 25番、菅野です。議案第35号番号6について。

6月15日午前8時30分より武藤一夫農業委員とともに現地にて、譲渡人の■■■■さん、譲受人の■■■■さん立ち合いのもと調査をいたしました。この農地は■■■■さんの自宅後ろにある■■■■さんの農地と隣接することから規模拡大のために許可相当と判断いたしました。皆さんのご審議よろしくお願ひします。

3番(武藤善朗)委員 議案第35号番号7について調査内容を報告いたします。

去る6月13日佐藤推進員とともに、譲渡人の■■■■さんなんですが、息子さんに出ていただきました。また譲受人の■■■■さんも都合が悪く、奥さんに出ていただき4人で現地にて調査を行いました。内容は事務局説明のとおりであります。調査の結果ですが、特に問題もなく許可相当と考えます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。以上です。

議長(奥平貢市)会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございますか。

(意見なし)

議長(奥平貢市)会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第35号番号1から番号7について、原案のとおり許可することに賛成

の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第35号番号1から番号7については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第5、議案第36号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書7ページをご覧ください。

議案第36号農地法第4条第1項の規定による許可申請について。

農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求め  
る。

令和3年6月18日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、事後申請になります。昭和55年に建築した住宅および物置の一部が違反転用状態であることが判明したため申請します。汚水は公共下水道に接続し排水します。農地区分について、申請地は水道、下水道が埋設されている道路の沿道の区域であり、また概ね500メートル以内に2つ以上の公共施設があるため、第3種農地と判断されるものであります。

番号2、貸家需要のある申請地に集合住宅建築を計画します。汚水は公共下水道に接続し排水します。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので第3種農地と判断されるものであります。

議案書 8 ページをご覧ください。

番号 3、事後申請になります。昭和 60 年より利用していた進入路等が違反転用状態であることが判明したため申請します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は概ね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第 1 種農地と判断されますが、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設に該当しますので、例外的に許可することができますと判断されるものであります。

なお、申請人氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、担当委員の調査結果の報告を求めます。

14 番（菅野一紀）委員 14 番、菅野です。議案第 36 号番号 1 について調査内容を報告します。

6 月 13 日午後 1 時 30 分より推進委員・大石忠雄さんとともに、申請人・XXXXXXXXXXさんより聞き取りおよび現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。本件は違反転用状態の解消に向けた追認案件で顛末書により違反経過についても確認いたしました。違反転用農地における事業の必要性は認められる内容であり、また、今後の農地法遵守の確認をしていることから、今回の申請はやむを得ず許可することができるものと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

5番（松本 太）委員 議案36号番号2について現地調査の内容を報告いたします。

6月15日午後1時30分より現地にて、XXXXXXXXXXさんから私と遊佐幸吉推進委員で聞き取り調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。調査結果、特に問題がないため許可適当と判断しましたので、皆様のご審議よろしくお願いたします。

10番（馬場利正）委員 10番、馬場です。議案36号3について調査内容をご報告いたします。

6月13日、伊藤推進委員と現地調査をいたしました。この議案は昨年8月、3条申請があった際に道路が違反転用であったということでXXXXXXXXXXさんより幾度となく相談を受けてまいりましたが、今回顛末書も出ており生活する上で必要でもありますので許可できるものと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第36号番号1から番号3について、原案のとおり許可することに賛成

の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第36号番号1から番号3については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第6、議案第37号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書9ページをご覧ください。

議案第37号農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求め  
る。

令和3年6月18日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、生活利便性が高く、住宅用地に最適な申請地に建売分譲を計画します。汚水は公共下水道に接続し排水します。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので第3種農地と判断されるものであります。

番号2、事後申請になります。隣地の境界確定に伴い、既存住宅敷地の一部が違反転用状態であることが判明したため申請します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので第3種農地と判断されるものであります。

番号3、既存住宅の採光確保および既存敷地の維持管理のため、宅地拡張を計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので第3種農地と判断されるものであります。

議案書10ページをご覧ください。

番号4、事後申請になります。隣地の境界確定に伴い、既存住宅敷地の一部が違反転用状態であることが判明したため申請します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので第3種農地と判断されるものであります。

番号5、事後申請になります。隣地の境界確定に伴い、既存住宅敷地の一部が違反転用状態であることが判明したため申請します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので第3種農地と判断されるものであります。

番号6、借受人は集合住宅に住んでいますが、今後の生活設計を考え申請地に住宅建築を計画します。汚水は公共下水道に接続し排水します。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので第3種農地と判断されるものであります。

番号7、借受人は実家に住んでいますが、子の成長に伴い手狭になったため申請地に住宅建築を計画します。汚水は公共下水道に接続し排水します。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので

第3種農地と判断されるものであります。

番号8、住宅地に近く、住宅需要のある申請地に建売住宅を計画します。汚水は合併浄化槽を設置し道路側溝へ排水します。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

議案書12ページをご覧ください。

番号9、譲受人は借家に住んでいますが、子の成長に伴い手狭になったため申請地に住宅建築を計画します。汚水は合併浄化槽を設置し既設側溝へ排水します。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

番号10、共選場の改修に伴い駐車場が不足するため、申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と判断されますが、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設に該当しますので、例外的に許可することができると判断されるものであります。

番号11、事後申請になります。昭和55年から利用していた進入路および平成27年から利用していた廃車置場が違反転用状態であることが判明したため申請します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。



番号12、事後申請になります。昭和59年から利用していた住宅敷地の一部が違反転用状態であることが判明したため申請します。汚水は合併浄化槽を設置し道路側溝へ排水します。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

議案書14ページをご覧ください。

番号13、安定した収入が得られ、耕作放棄地の有効活用が見込めることから申請地に太陽光発電を計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

番号14、一時転用になります。県発注の道路橋りょう整備工事で発生する土砂の処分地が必要となったため、申請地に残土捨場を計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にある農地ではありますが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に該当するため、例外的に許可することができると判断されるものであります。

番号15、事後申請になります。一時転用になります。公共工事のための資材置場等が違反転用状態であることが判明したため申請します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

番号16、安定した収入が得られ、耕作放棄地の有効活用が見込めることか

ら申請地に太陽光発電を計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

なお、申請人氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、担当委員の調査結果の報告を求めます。

5番（松本 太）委員 議案37号番号1について現地調査の内容をご報告いたします。

6月15日午後2時より現地にて、譲受人の株式会社[ ]営業所、[ ]さんから私と大石忠雄推進委員で聞き取り調査を行いました。譲渡人の[ ]さんからは電話で確認し内容に間違い無いとのことでした。内容は事務局説明のとおりです。特に問題が無いため許可適当と判断しました。

議案37号番号2について現地調査の内容をご報告いたします。6月15日午後2時より現地にて、行政書士の[ ]さんから私と大石忠雄推進委員で聞き取り調査を行いました。譲渡人の[ ]さんと譲受人の[ ]さんからは電話で確認し内容に間違いが無いとのことでした。内容は事務局説明のとおりです。顛末書も出ており、やむを得ず許可すると判断しました。

議案37号番号3について現地調査の内容をご報告いたします。6月15日

午後2時より現地にて、行政書士の[ ]さんから私と大石忠雄推進委員で聞き取り調査を行いました。譲渡人の[ ]さん、譲受人の[ ]さんから電話で確認し内容に間違い無いとのことでした。内容は事務局説明のとおりです。調査結果、特に問題が無いため許可相当と判断しました。

議案37号番号4について現地調査の内容をご報告いたします。6月16日譲受人の[ ]さんから電話にて聞き取り調査を行いました。譲渡人の[ ]さんからは電話で確認し内容に間違いが無いとのことでした。内容は事務局説明のとおりです。顛末書も出ており、やむを得ず許可すると判断しました。

議案37号番号5について現地調査の内容をご報告いたします。6月15日午後2時より現地にて、行政書士の[ ]さんから私と大石忠雄推進委員で聞き取り調査を行いました。譲渡人の[ ]さんと譲受人の[ ]さんからは電話で確認し内容に間違いが無いとのことでした。内容は事務局説明のとおりです。顛末書も出ており、やむを得ず許可すると判断しました。

議案37号番号6について現地調査の内容をご報告いたします。6月15日午後1時より現地にて、借受人の[ ]さんから私と遊佐幸吉推進委員で聞き取り調査を行いました。貸付人の[ ]さんとは親子関係で内容に間違いが無いとのことでした。内容は事務局説明のとおりです。調査結果、特に問題がないため許可相当と判断しました。

議案37号番号7について現地調査の内容をご報告いたします。6月15日午後3時より現地にて、行政書士の[ ]さんから私と遊佐幸吉推進委員で

聞き取り調査を行いました。貸付人の■■■■さん、借受人の■■■■さんからは電話で確認し内容に間違いが無いとのことでした。内容は事務局説明のとおりです。調査結果、特に問題がないため許可適当と判断しました。皆様のご審議よろしく願います。

14番（菅野一紀）委員 14番、菅野です。議案第37号番号8について調査内容を報告します。

6月15日午前9時より、推進委員大石忠雄さんとともに、譲渡人・■■■■さんは都合により現地には来れず電話にて確認をいたしました。譲受人・■■■■、■■■■さんから聞き取りおよび現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果、特に問題がないため許可適当と考えます。皆様のご審議よろしく願います。以上です。

10番（馬場利正）委員 10番、馬場です。議案37号9、10について調査内容の報告をいたします。

去る13日、譲渡人・■■■■さん、■■■■さん、■■■■さん、伊藤推進委員、私と5人で現地にて調査をいたしました。調査内容については事務局説明のとおりで、何ら問題は無く許可適当と思います。

続いて、議案37号の10番について調査の報告をいたします。同じく13日、伊藤推進員と貸付人の■■■■さんと現地にて現場確認をいたしました。借受人の■■■■では行政書士の■■■■さんの方に17日に電話して確認をしました。内容については事務局説明のとおりで何ら問題あ

りません。許可できるものと判断しました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

6 番（齋藤弘美）委員 議案第 3 7 号番号 1 1 と 1 2 について調査内容を報告いたします。

6 月 1 3 日に譲受人および借受人の █████ さんと譲渡人および貸付人の █████ さんから内容を聞き取り、1 5 日に安齋浩一委員とともに現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。長年の間、手続きをしないまま使用していたという事で顛末書が提出されています。なお、番号 1 1 と 1 2 は隣接しております。検討の結果、周りが住宅地で周辺の農地に影響がないため、番号 1 1 と 1 2 はやむを得ず許可をすると判断しましたのでご審議よろしくお願ひします。以上です。

2 番（野地さよ子）委員 2 番、野地です。議案 3 7 号の 1 3 について調査報告いたします。

6 月 1 1 日、借受人・ █████ に電話をしたところ、行政書士さんに任せているとの事でしたので、行政書士さんに電話連絡いたしました。間違いなく太陽光発電をするとの事でした。この件は前回、太陽光発電をやっておりまして、その時に駐車場があったものでそこができなかったものですから、今回この 2 つの所が挙がってきたとのことでした。 █████ さんにも電話連絡し、 █████ さんにも電話したら間違いありませんとの事で電話連絡で確認いたしました。事務局説明のとおりで許可適当と思ひます。ご審

議のほどよろしくお願いたします。

17番（佐藤信喜智）委員 17番、佐藤です。議案第37号の14番について調査結果を報告いたします。

6月13日朝6時、[ ]さんと遠藤伝栄推進委員と私の3人で現地にて説明を受けて確認してまいりました。内容は事務局の説明とおりで間違いないという事でございます。[ ]さんには14日に電話で確認いたしまして内容に間違いないという事でございます。皆様のご審議よろしくお願いたします。

22番（武藤健之）委員 議案第37号番号15について調査の内容を報告いたします。

6月15日午後現地にて、借受人の[ ]担当[ ]さんと私と農業委員で現地で調査を行いました。また貸付人の[ ]さんからは電話で内容に間違いないとの報告を受けました。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果、顛末書が出ており許可やむなしと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

36番（渡邊 久）委員 36番、渡邊です。議案第37号の番号16について調査内容をご報告いたします。

6月13日、譲渡人の[ ]さんと現地にてお会いし、お話を伺いました。また譲受人の[ ]株式会社には6月14日に電話で確認をいたしました。内容は事務局説明どおりであり何ら問題ないかと思われませんが、皆様のご審議よろしくお願いたします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございますか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第37号、番号1から番号16について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第37号、番号1から番号16については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第7、議案第38号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書16ページをご覧ください。

議案第38号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和3年6月18日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

今回の告示は、6月30日を予定しております。

農地流動化の状況について、議案書20ページをご覧ください。

今回の利用権設定内容につきましては、二本松地区1筆1, 831平方メートル、安達地区4筆5, 410平方メートル、東和地区1筆1, 949平方メートル、合計6筆9, 190平方メートルの計画内容でございます。

また、所有権移転の内容につきましては、二本松地区2筆1, 979平方メートルの計画内容でございます。なお、利用権の新規設定は議案書16ページの番号2番、番号4番の計2件となります。

議案書18ページの番号5につきましては、譲受人は経営規模拡大のため申請地を売買により所有権移転するものであります。

その他の設定内容については、議案書記載のとおりであります。

利用権設定の番号1から4、および所有権移転の番号5の案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第38号番号1から番号5について、原案のとおり承認することに賛成



の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第38号番号1から番号5  
については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 以上で、本日の審議は全て終了しました。

これをもって、令和3年第6回二本松市農業委員会を閉会いたします。

(宣告 午後2時51分)

上記の議事の結果は、事実と相違ないことを証明するため署名する。

令和3年6月18日

二本松市農業委員会

議 長 奥平 貢市

署 名 委 員 佐藤 信吉智

署 名 委 員 菅野 保治